

# 国見学園コミュニティ・スクールだより

学校・家庭・地域が力を合わせて子どもたちの未来をつくる  
令和7年7月 (事務局：国見町教育委員会教育総務課 ☎585-2119)



## 働き方改革は「誰のため？」「何のため？」

7月3日(木)、国見小学校において第2回国見学園コミュニティ・スクール委員会が開催されました。

授業の様子を参観した後、教育委員会事務局から、文部科学大臣が外部の専門家等に意見や判断を求めめるために設置されている、中央教育審議会の議事録と配付資料等をもとに、学校の先生の働き方の現状について説明がありました。

# 6分

# 8分

この「6分」と「8分」は何を表している時間だと思いますか。これは学校の先生の平均の休憩時間を表しています。

文部科学省調査(2016年)によると、小学校の先生の平均の休憩時間は6分、中学校の先生は8分という結果で、勤務時間中の余裕はほとんどないということです。

子どもたちのためになるからというこで、学校に「これもお願い、あれもお願い」という形で、様々なことがお願いされ続けてきた結果、学校は多くの荷物を背負って「つぶれかかっている建物」、「沈みかかっている船」のようなものと比喻していた先生もいたとのこと。

教育委員会事務局からの説明の後、4つのグループに分かれて「働き方改革は『誰のため?』、『何のため?』」をテーマに熟議が行われました。



熟議の様子

## 学校は「倒壊してしまう」のか

学校、教師は多種、大量の荷物をおって、倒壊しかかっている



## <熟議で出された考え> (一部抜粋)

教員本来の業務に専念するため。

教員が児童生徒にしっかり向き合う時間を確保するため。

教員自身とその家族(家庭)のため。

子どもたちの学びをより充実させるため。

教員の心身がリフレッシュされ、授業への意気込みが高まり、子どもたちへの関わりが充実する。

家庭や地域社会全体が、それぞれの役割を見つめ直すきっかけになるのでは。

家庭で健全な生活習慣を身につけさせ、心を安定させて学校に送り出してやることも、教員の働き方改革につながるのでは。

## 学校現場の実態に合わせた手立てを! (一部抜粋)

熟議の後、利府町文化交流センター「リフノス」センター長の野澤令照様から指導・助言をいただきました。

### <教員の精神的な負担感について認識していくことが大切>

- 中央教育審議会から出された「学校・教師が担う業務に係る3分類」には様々な手立てがあったが、それぞれの現場に当てはめてみて、一番重要な手立てを講じていくことが大切である。教員の心の負担感をどれだけ和らげることができるのかを考えていく必要があると思う。

### <働き方改革によって学校・教員の責任が問われる>

- 社会において働き方改革に対する理解が広がり、何とか改善しようという風が吹いている。このことに対して学校・教員は成果を示していく必要がある。ある意味、学校・教員には大きな責任が生まれてくるし、その責任を果たしていくことが求められてくる。

### <教員の子どもに対する思いを大切に>

- 「児童生徒が補導された時」や「児童生徒の休み時間」などは、教員が対応しなくてもいいのではないかという話があったが、教員は子どもが一番である。子どもに何かあれば心配して何かしてあげたいという思いが出てくる。教員として当然の心情である。それすらもシャットアウトする必要はないと思う。教員の子どもに対する思いは大切にしてほしい。

## 学校・教師が担う業務に係る3分類

基本的には、地域や保護者、教育委員会など、学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、支援スタッフの参画などにより、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、支援スタッフの協力などにより、負担軽減ができる業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティアが担うべき。</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等(事務職員等)</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応(輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑦校内清掃(輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑧部活動(部活動指導員等)</p> <p>※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。</p>	<p>⑨給食時の対応(学級担任と栄養教諭等との連携等)</p> <p>⑩授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑪学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑫学校行事の準備・運営(事務職員等との連携、一部外部委託等)</p> <p>⑬進路指導(事務職員や外部人材との連携・協力等)</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)</p>

※文部科学省は、平成31年の中央教育審議会答申で示された「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、業務の考え方を明確化した上で、役割分担や適正化を推進